

本船事故から学ぶ 荷主と運送人の責任範囲



荷主と運送人の責任範囲についてご講演いただきます。日本で国際輸送に携わる責任者が押さえておくべき、「本船事故」を題材に実務上の留意点・事故発生の流れについて、具体的な事例を交えながら説明いたします。また、最新の米国最高裁の判例や今年施行された中国海商法の改正についても解説いたします。



本船事故

- ▶ NYK ARGUS
- 危険品爆発賠償金17億円
- ▶ MOL COMFORT
- 船が真っ二つに折れて沈没
- ▶ ONE HAMMERSMITH
- 本船トラブルで救助が発生
- ▶ ONE HENRY HUDSON
- 火災、GAが同時に発生



講師

仁井・星法律事務所
海事弁護士 仁井 稔大（にい としひろ）
東京弁護士会所属

<取扱実績>

コンテナ船火災における国内外での訴訟
自動車専用船と貨物船の衝突への対応
貨物船とタンカーの衝突への対応
コンテナ船沈没における訴訟
引取拒否貨物への対応
大規模倉庫火災事故への対応 等



開催日

2026年10月21日(水)
15:00 ~ 17:00



会場

常盤橋タワー
千代田区大手町2丁目6-4
(東京海上日動会議室)



定員

参加費無料
80名まで
(1社2名様まで)

締切

下欄にご記入の上、**10月16日(金)**までにMAILにてお申込みください。
追ってお送りする事前アンケートの返信を確認次第、参加票をお送り致します。

お申し込みは下記URLよりお願いいたします。

<https://forms.gle/ATnvGL8KJqJURmRL6>

【Googleフォームを利用しております】



お問い合わせ先： セミナー事務局 株式会社インターリンク
担当： 井村 / 本村

<https://www.marineinsurance.jp/>

TEL : 03-5843-8811

HP-2609

※ご記入頂いた情報は、弊社が開催するセミナーや関連する各種ご案内のために利用させていただく場合がございます。

※本セミナーは、輸送業者様や貿易荷主様への情報配信を目的としております。

法律事務所様や保険業者様のお申込みを受け付けておりませんのでご了承下さい。